

三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。

1事業者 上限額20万円

※申請は1回限り

※補助率：補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2

※補助金は千円未満切り捨てます。

【補助対象者】 ※次のすべてを満たす事業者



- 三次市内に本店又は主たる事業所を有している事業者
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託をした事業者
- 雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者
- 市税・料等を完納している事業者

※医療法人、社会福祉法人、NPO法人なども対象です

【補助対象経費】

雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次に掲げる経費とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)

- 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費
- 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など

【申請方法】

雇用調整助成金等の支給決定後に、次の書類を添付して申請してください。

【申請に必要な書類】

- ① 申請書（請求書）
- ② 補助申請額計算書
- ③ 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ④ 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約書の写し
- ⑤ 社会保険労務士からの請求が確認できる書類
- ⑥ 社会保険労務士への支払いが確認できる書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※①申請書（請求書）は、市役所・各支所・三次商工会議所・三次広域商工会に配置しています。
また、市役所ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】 令和3年12月31日(金) ※当日消印有効

【お問い合わせ】
・申請先

三次市産業振興部商工観光課
住所：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
電話：0824-62-6171 FAX:0824-64-0172
e-mail：shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp